次期計画の骨子（案）

第8期湖南市障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画

資料２－３

【国の指針にもとづいた湖南市の成果目標】

一人ひとりが自分らしく　ともに生きるまち　湖南市

より具体的なまちの姿

- 生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち（一人ひとりの発達支援）
- 自分らしく地域と関われるまち（余暇活動・就労支援）
- 必要なサービスを利用して、自分らしく毎日の生活が送れるまち（日常生活支援）
- 住みなれた地域で、あたたかい支えあいのもとで安心して暮らせるまち（共生する地域・生活安心）
- たて・よこ・ななめにすき間なく、みんなが担うしくみがあるまち（推進体制）

基本目標1 一人ひとりの発達・成長を支援する

- 施策1：切れ目のない発達支援システム（チャレンジサポート）の充実
- 施策2：支援が必要な子どもの早期発見・対応
- 施策3：教育・保育の充実
- 施策4：放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実

障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの4つの中核機能を確保
- インクルージョン推進のための協議の場を設置（圏域で設置・発達支援部会およびこどもの支援連絡会）
- 重症心身障害児を支援する事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（圏域で設置・重心対策部会）
- 医療的ケア児等支援に関するコーディネーターの配置（圏域および市で配置）
- 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

【活動指標】

- 【新】医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置。市の相談支援事業所に配置する体制を整備。
- ペアレントトレーニング等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動参加者数

基本目標2 主体的に地域との関わりをつくる

- 施策5：社会参加の促進
- 施策6：一般就労につなげる仕組みづくり
- 施策7：福祉的就労の支援の充実

福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者を1名とします。（令和6年度末の1.31倍。R6年度末の実績1名）
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を1事業所とします。（全体の5割以上）
- 就労定着支援事業の利用者数を1名にします。（令和6年度末の1.47倍。R6年度末の実績1名）
- 就労定着支援事業の職場定着率が7割以上の事業所を1事業所にします。（全体の2割5分以上）
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置。（協議会設置圏域ごとに1事業所以上設置）
- 令和11年度の就労選択支援利用者を36人とします。（令和11年度に全国で8万2千人以上となるよう湖南市の数値を算出）

基本目標3　毎日の生活を支える

- 施策8：相談支援と情報提供の充実
- 施策9：多様な特性に応じた日常生活の支援
- 施策10：移動の支援
- 施策11：経済的負担の軽減
- 施策12：その人らしい生活を支える暮らしの場の確保
- 施策13：保健・医療の充実

施設入所者の地域生活への移行

- 福祉施設入所者のうち、R11年度末に地域生活に移行する人を3人にします。（R7年度末時点の施設入所者数の6%以上）R7年度末：湖南市の施設入所者40人（うち県内34人・県外6人）
- 【滋賀県独自目標】県外施設入所者のうち、県内での生活を実現する人数を1人とします。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 【新】令和15年度末までに全国の心のサポーター数が100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、設定。（「第3次健康こなん21」で設定。R7年度末実績59人。年間養成講座4回、60人ずつ養成見込み。）
- 【新】K6により住民のこころの状態を把握（「第3次健康こなん21」で把握）

【活動指標】

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 【新】心のサポーター養成研修実施回数（「健康こなん21」）
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）

地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等を整備（圏域で配置）
- 拠点コーディネーターの配置を行い、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討（圏域で配置・4拠点に配置）
- 強度行動障害の状態にある者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備

【活動指標】

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数
- 地域生活支援拠点等における機能の充実（相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの確保）

基本目標4　支えあい、共生する地域をつくる

- 施策14：権利擁護・意思決定支援の推進
- 新施策15：合理的配慮の提供の推進
- 施策16：ふれあい・交流による支えあいの関係づくり
- 施策17：情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 施策18：災害への備えおよび感染症対策の充実

相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターを設置
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行います。（圏域でも対応・相談支援ネットワーク部会）
- 相談支援体制について圏域で相談支援体制の見直しをを行い、相談支援体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとします。

【活動指標】

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
 【県独自】相談支援専門員数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組（事例検討数、専門部会の設置数、部会実施回数）

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- サービスの質向上のための体制を構築

【活動指標】

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（虐待防止研修、権利擁護研修、相談支援従事者初任者研修の講義分野など）
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析とその結果を事業所等と共有する体制の有無、および実施回数
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を共有する体制の有無、およびそれに基づく共有を年1回以上する。

計画の推進

- 計画の進行管理　甲賀福祉圏域での連携体制　国・県など関係機関との連携